

尼崎市立地域研究 史料館事業要覧

(付、平成 29 年度事業報告)

平成 30 年 (2018) 4 月

尼崎市立地域研究史料館

目 次

| | | | |
|-------------------------|------------------------------|----|----|
| 1 | 目的と沿革 | 1 | |
| 2 | 性格と機能 | 1 | |
| 3 | 組織・施設 | 2 | |
| 4 | 事業の概要 | 2 | |
| 〔付、平成 29 年度地域研究史料館事業報告〕 | | | |
| 1 | 史料の収集・整理・公開 | 5 | |
| 2 | 情報発信・データベース公開 | 7 | |
| 3 | ボランティア・インターンシップ | 8 | |
| 4 | 地域研究史料館専門委員 | 9 | |
| 5 | 編集事業 | 10 | |
| | － 新「尼崎市史」及び史料館紀要『地域史研究』－ | | |
| 6 | 講座・自主グループ等の催し | 11 | |
| 7 | 市民団体・研究機関等との協働・連携 | 14 | |
| 8 | 施設移転・整備計画ならびに政策的課題 | 17 | |
| 〔資料編〕 | | | |
| | 尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例 | 18 | |
| | 同条例施行規則 | 19 | |
| | 公文書館法 | 21 | |
| 〔参考〕 公文書等の管理に関する法律〔抄〕 | | | 22 |
| | 尼崎市立地域研究史料館専門委員名簿 | 23 | |
| | 地域研究史料館平成 28 年度歳入・歳出予算、事業別明細 | 24 | |
| | 利用のご案内 | 26 | |
| | 閲覧票兼複写票・特別貸出票 | 27 | |
| | 歴史的公文書保存・公開事業の概要 | 28 | |
| | 歴史的価値を有する公文書等収集・保存方針及び取扱要領 | 29 | |
| | 新「尼崎市史」編集事業計画概要・同イメージ図 | 31 | |
| | 地域研究史料館刊行物販売一覧 | 33 | |
| | 地域研究史料館へのアクセス | 34 | |

1 目的と沿革

古文書こもんじよや古記録、刊行物や地図・写真といった歴史資料は、地域の歴史を知るうえでかけがえのない文化遺産です。また尼崎市の歴史的公文書は、市の諸活動や歴史的事実の記録であり、市民共有の知的資源です。

尼崎市立地域研究史料館は、これらの史料を収集・保存し、後世に伝え、広く市民の利用に供する尼崎市の文書館もんじよかん施設です。

昭和 37 年（1962）に始まる尼崎市史編集事業の過程で調査・収集した尼崎地域の歴史資料を保存・公開するため、昭和 50 年に設置し、以降は文書館事業と市史編集事業を一体的に実施しています。

〔地域研究史料館事業年表〕

| | |
|---------------|---|
| 昭和37年（1962）6月 | 尼崎市史編集事業開始、編集事務局設置 （昭和44年4月、市史編修室と名称変更） |
| 昭和41年10月 | 『尼崎市史』第1巻刊行 |
| 昭和50年1月10日 | 尼崎市立地域研究史料館開館 市史編集の過程で調査・収集した史料を保存・公開する文書館施設として、尼崎市総合文化センターの7階に開設。市立文書館としては神奈川県藤沢市（昭和49年7月開館）に次いで国内2番目。 |
| 昭和63年3月 | 『尼崎市史』第13巻刊行、『尼崎市史』完結 |
| 平成8年（1996）3月 | 『尼崎地域史事典』刊行 |
| 平成8年4月 | 新「尼崎市史」編集事業（市制80周年記念振興事業）開始 |
| 平成19年1月 | 市制90周年記念『図説尼崎の歴史』刊行 |
| 平成28年10月 | 市制100周年記念『たどる調べる尼崎の歴史』及び『尼崎の歴史ダイジェスト版』刊行 |

2 性格と機能

尼崎市立地域研究史料館は、地域文書館、地域史文献センター、地域史研究室という三つの性格をもっています。

古文書・近現代文書類、歴史的公文書、地図や写真、ビラなど尼崎及び歴史的関連地域に関する文書・記録・史料類、ならびに各地の地域史誌・研究紀要等を幅広く収集・保存し、閲覧公開しています。

市民の皆さんがこれらの史料を利用して、地域の歴史に関する様々なテーマについて調べていただけるよう、レファレンス・サービスを行なっています。また、市民の皆さんの調査・研究の成果を館にご提供いただき、市史や研究紀要といった刊行物などを通じて、公表・紹介しています。

3 組織・施設

- (1) 組織 総務局所管 地域研究史料館
 (2) 人員 正規職員3人(館長1、担当者2)、嘱託員7人、臨時職員1人
 (3) 施設 尼崎市昭和通2-7-16、尼崎市総合文化センター7階に所在
 別に尼崎市大島3丁目に分室を設置 (単位：㎡)

| 用途 | 本館 | 分室 | 合計 |
|-------|-----|-------|-------|
| 史料収蔵庫 | 118 | 1,089 | 1,207 |
| 史料整理室 | 49 | 0 | 49 |
| 閲覧室 | 50 | 0 | 50 |
| 事務室等 | 91 | 0 | 91 |
| 合計 | 308 | 1,089 | 1,397 |

4 事業の概要

- (1) 史料の調査・収集・整理・公開、レファレンス・サービス

地域研究史料館収蔵史料（平成30年3月末現在）

| 種類 | 内容 | 収蔵点数 | うち整理公開点数 |
|---|-----------------------|--|--|
| (1) 古文書・近現代文書類 | 村方・町方文書、藩関係、社会・労働等 | 2,416件 147,184点 | 1,832件 104,822点 |
| (2) ビラ・ポスター類 | 各種団体、営業関係等 | 39,832点 | (仮整理) 39,832点 |
| (3) 公文書・資料 公文書 行政資料 | 歴史的公文書 印刷物等 | 15,524冊 未算出 | (仮整理) 15,524冊 |
| (4) 文献類 | 地域史誌、団体史、 刊本史料、目録等 | 58,192冊 | 39,450冊 |
| (5) 紀要・雑誌 | 自治体・大学等発行 | 2,868種 51,642冊 | 2,868種 51,642冊 |
| (6) 新聞 | (マイクロフィルム) | | |
| (7) 地図類 | 地形図・市街地図等 | 3,128点 | 3,128点 |
| (8) 絵はがき | | 3,088点 | 3,088点 |
| (9) 写真・フィルム類 航空写真 市広報課移管写真 スクラップブック ネガ・ポジフィルム マウントフィルム マイクロフィルム その他の写真・フィルム類 | | 64件 9,275点 306冊 12,837点 12,200点 6,350本 914件 | 43件 1,214点 306冊 (仮整理) 12,837点 整理中 6,300本 (仮整理) 914件 |
| (10) 複製史料 | 史料コピー・CH製本等 | 3,200冊 | 整理中 |
| (11) 音響・映像資料 その他 | | 1,357点 未算出 | 1,357点 電子資料 102点 |

(2) 編集事業

ア 新「尼崎市史」編集事業

(参考：資料編 p31「新「尼崎市史」編集事業計画概要・同イメージ図」)

(ア) 尼崎市制 80 周年記念振興事業。平成 8 年度 (1996) 事業開始、平成 28 年度、市制 100 周年記念刊行物を刊行し完結。

(イ) 既刊『尼崎市史』(昭和 62 年度 - 1987 - 完結、全 13 巻・別冊 1) の成果を踏まえ、市民参加・ネットワーク型的手法により、生活・文化史を中心にわかりやすく親しみやすい新市史の編集・刊行を行なった。

(ウ) 市制 90 周年記念『図説尼崎の歴史』刊行 (平成 18 年度) 後、「学ぶ市史から調べる市史へ」を基本コンセプトに、歴史情報の Web 公開と刊行物発行からなる改訂計画案を策定。成果物として、平成 28 年 10 月、市制 100 周年記念『たどる調べる尼崎の歴史』及び『尼崎の歴史ダイジェスト版』を刊行。

イ 尼崎市立地域研究史料館紀要『地域史研究』

(ア) 昭和 46 年度創刊、平成 30 年度は第 118 号を刊行予定。

(イ) 尼崎地域の歴史や史料館事業に関する論文、史料紹介、エッセイなどを逐次掲載・刊行する。

(3) 講座等の実施

ア 『尼崎市史』を読む会

『尼崎市史』をテキストとして平成 6 年 (1994) 10 月開講。平成 19 年 6 月～29 年 3 月、市制 90 周年記念『図説尼崎の歴史』をテキストとして継続。平成 29 年 5～7 月、市制 100 周年記念『たどる調べる尼崎の歴史』入門講座を開催。平成 29 年 9 月、同書をテキストとする市立中央図書館での月例会を再開。あわせて同月より、市立北図書館を会場とし『図説尼崎の歴史』をテキストとする月例会を新規開始。ほかに市史第 1 巻分科会を毎月開催。

イ 尼崎の近世古文書を楽しむ会

平成 8 年 10 月開講。地域研究史料館所蔵古文書等をテキストとして、古文書解読を学ぶ市民の自主グループ。発足当初は 1 グループのみであったが、その後会員が増え、現在は 3 グループがそれぞれ月 2 回、地域研究史料館会議室を会場として例会を開催している。

(4) 専門委員

(参考：資料編 p23 「尼崎市立地域研究史料館専門委員名簿」)

各時代・分野の専門家に委員を委嘱し、史料館事業への指導・助言ならびに、館蔵史料をはじめ尼崎地域の歴史に関する調査・研究に携わっていただく。

(5) ボランティア

- ア 写真整理 随時個人作業
- イ 古文書整理 月1回の定例作業
- ウ 襖下張りはがし作業 年2回の公募作業及び、年数回の定例作業
- エ その他 史料整理・データベース入力等の随時個人作業

(6) Web サイト

- ア 尼崎市立地域研究史料館公式Webサイト
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/>
史料館事業概要、利用案内、史料目録・検索データベース等
・ 文書群概要・文書目録＝館蔵古文書・近現代文書類のうち、整理済み・閲覧可能な文書群の概要と目録のPDFデータを掲載
・ 史料検索＝館蔵史料のうち図書、雑誌、電子資料、論文・抜刷、地図、音響・映像資料、及び尼崎関係論文索引のデータベース検索
- イ 尼崎市立地域研究史料館ブログ“アーカイブログ”
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/blog/>
- ウ 尼崎市立地域研究史料館公式Facebook
<http://www.facebook.com/AmagasakiMunicipalArchives>
- エ Web版尼崎地域史事典“apedia”
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/apedia/>
- オ Web版図説尼崎の歴史
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/chronicles/visual/>
- カ 尼崎藩家臣団データベース“分限”
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/bugen/>
- キ 絵はがきデータベース“あまがさきPCD”
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/pcd/>

〔付、平成29年度地域研究史料館事業報告〕

1 史料の収集・整理・公開

平成29年度も、引き続き各種史料の調査・収集・整理・公開に努めました。平成29年度末現在の館蔵史料の概要は、本要覧2ページ掲載の一覧表のとおりです。

また、史料の相談利用（質問・調査へのレファレンス・サービス等）及び、利用者向けの複写サービスの実績は次のとおりです。従前に引き続きレファレンス・サービスを重視し、かつ情報発信・利用促進に務めた結果、相談利用件数・人数が市制100周年事業の影響などにより過去最高を記録した平成27・28年度からはやや減少したものの、両年度に近い水準を維持することができました。

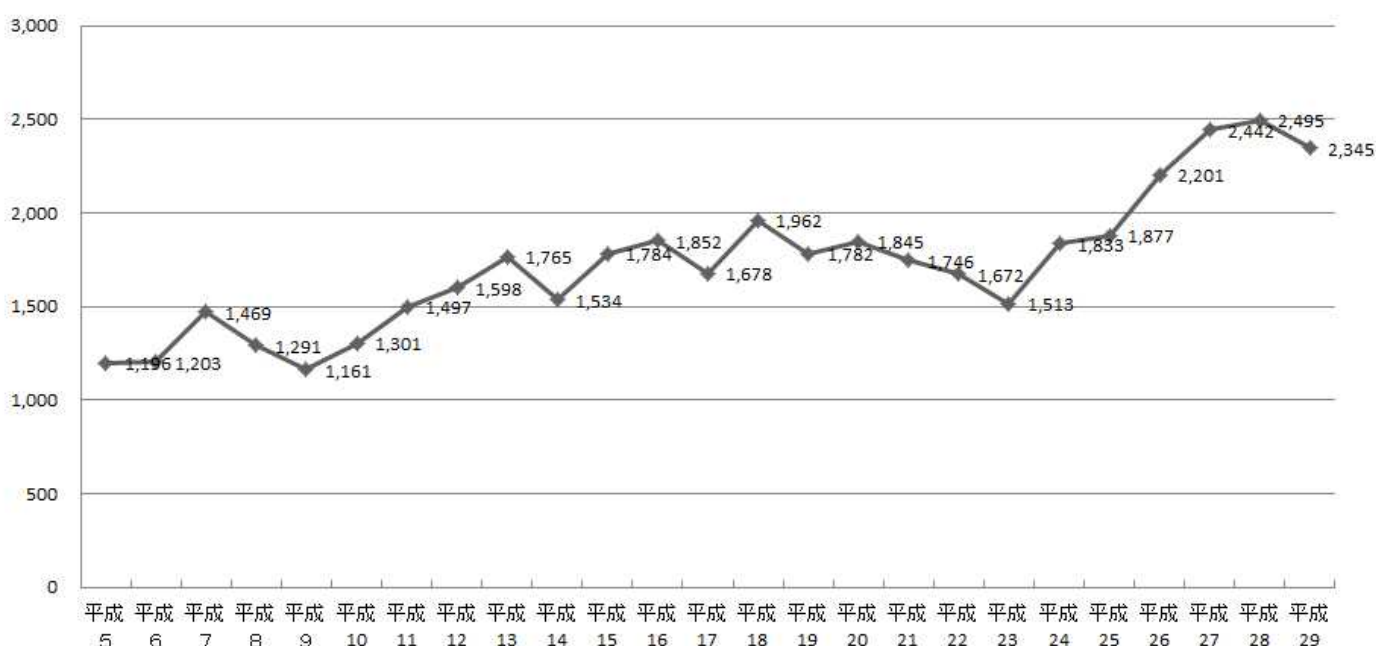
平成29年度利用相談

| 来館 | 電話 | e-mailその他 | 合計 |
|--------|------|-----------|--------|
| 1,019件 | 544件 | 403件 | 1,966件 |
| 1,342人 | 569人 | 434人 | 2,345人 |

平成29年度史料複写（撮影を除く有料複写サービスの実績）

| | |
|------|---------|
| 448件 | 14,296枚 |
|------|---------|

尼崎市立地域研究史料館相談利用人数の変化



〔古文書・近現代文書類〕

平成 29 年度、新たに 104 件 4,389 点の文書群を受け入れ整理・公開しました。さらに、受け入れ済みで未整理であった田近英一氏文書の一部などを整理・公開した結果、平成 29 年度中の新規整理・公開点数は 4,546 点となりました。尼崎の近世古文書を楽しむ会の会員有志によるボランティア協力を得て整理・公開作業を進めており、新たに作成した所蔵古文書・近現代文書類の文書群概要及び文書目録の PDF データを当館公式 Web サイトに順次公開しています。

ボランティア作業は、平成 28 年度に続き古田嘉章氏文書（1）の再整理を実施しました。その後、購入文書である常吉村文書（2）を最初の工程であるクリーニングから進め、目録採取作業を継続中です。

なお、史料整理作業に加えて、ISAD(G)（国際標準記録史料記述の一般原則）に準拠する目録編成・記述に関する職場内研究会を、平成 28 年度に引き続いて実施しました。廣岡三従氏文書（2）の目録を ISAD(G) に準拠して作成し、これを素材として担当者による検討を行ない、理解を深めました。

〔歴史的公文書〕

（参考：資料編 p28「歴史的公文書保存・公開事業の概要」、p29「歴史的価値を有する公文書等収集・保存方針及び取扱要領」）

地域研究史料館は、尼崎市総合文化センター内の本館に加えて、大庄地区に分室を設け、歴史的公文書の多くの部分をこの分室に保管しています。数年後に分室の移転を予定していることから、平成 29 年度は例年の歴史的公文書選別・収集・簿冊目録リスト作成、電子公文書の選別・収集に加えて、分室移転準備のため分室保管の昭和 57 年度～平成 8 年度収集文書の再整理作業を進めました。また、平成 29 年度も引き続き、市役所庁内各課からの情報提供を受けて、各課が保存する資料の収集に努めました。本市が取り組む東日本大震災被災地支援事業に関する文書・資料等についても、保存状況把握と収集作業を継続しました。

収集に加えて、歴史的公文書の整理・公開に向けた目録化にも従前に引き続いて取り組んでおり、平成 29 年度は市議会会議録の件名目録作成作業を実施しました（継続中）。市発行の行政資料・刊行物についても、未整理資料の整理・目録化を進めました。

今後とも関係部署や担当者との意見交換を継続しながら、庁内の公文書・行政資料等の所在状況を把握し、尼崎地域の行政史分野を調べる利用者に対して総合的な情報提供ができるよう、課題の整理と整理・公開作業の実施に努めていきたいと考えています。

〔写真・絵はがき〕

例年通り、絵はがきデータベース"あまがさき PCD"への新規受け入れ分登録作業を実施しました。

また、従前から取り組んでいる旧広報課撮影ネガフィルムの整理及び写真画像データベース構築作業を、平成 29 年度も継続しました。フィルムの粘着テープ除去作業及び画像スキャンニング作業について市民ボランティアのご協力をいただき、粘着テープ除去作業は当面処置が必要な昭和 54 年度撮影分までの作業を終えることができました。

こういったボランティア作業の成果は、日々の写真画像閲覧やレファレンス・サービスに大きく役立っています。引き続き写真史料整理、画像データ作成・登録、公開・非公開判別等の作業を行ない、将来における本格的な公開・活用に向けた準備を進めていきます。

加えて、平成 29 年度は、平成 28 年度に募集した「2016 年の尼崎市」を記録する公募写真の整理を進め、12 月に市立中央図書館のエントランスホールにおいてミニ展示を開催しました。

〔地図〕

尼崎市は、平成 28 年 3 月に開設したオープンデータカタログサイトへのオープンデータ登録・公開に努めています。史料館は、所蔵市街地図のうち著作権上公開しても問題がない画像データを登録・公開しており、平成 29 年度は明治～昭和戦後期の地図 6 点のデジタルデータを新たに登録し、登録件数は計 33 点となりました。

2 情報発信・データベース公開

〔史料館公式Webサイト・公式Facebook・ブログの運用〕

史料館公式 Web サイト及び公式 Facebook・ブログを引き続き運用し、情報発信に努めました。

史料館公式 Facebook 及びブログ"アーカイブログ"は、SNS やブログの特性を活かして、館の事業や催し、新着史料から日常の出来事などの情

報を掲載し、休館日を除いて 1 日 1 件の記事掲載に努めています。
Facebook は、平成 29 年 3 月末に 727 だったページへの"いいね"数が平成 30 年 3 月末現在 759 となりました。個別記事の閲覧人数は、平成 29 年度はおおむね 200 人程度で、多い記事では 1,600 人を超える閲覧数を記録しています。

〔史料検索システム、デジタルコンテンツ〕

尼崎市のオープンデータカタログサイトに明治～昭和戦後期の地図 6 点のデジタルデータを新たに登録し、登録件数は計 33 点となりました。

このほか、Web 上の館蔵史料検索システム、市民ボランティアの協力を得て入力・構築した Web 版尼崎地域史事典"apedia" (アペディア)、園田学園女子大学短期大学部との協働により構築・公開した Web 版図説尼崎の歴史、尼崎藩家臣団データベース"分限"、絵はがきデータベース"あまがさき PCD"の運用を継続しました。

〔レファレンス協同データベース〕

"レファレンス協同データベース"は、図書館及び類似機関が相互にレファレンス情報を交換・共有し、さらに利用者に広くレファレンス情報を提供することを目的として、国立国会図書館が構築・運営する Web 上の公開データベースです。

史料館は、館の利用情報を広く発信することを目的として平成 23 年 11 月にこのデータベースに参加し、月に 1 ～ 2 件のペースでレファレンス事例を登録しています。平成 29 年度は 19 件の事例を登録し、平成 30 年 3 月末現在の登録件数はレファレンス事例 140 件、調べ方マニュアル 4 件となっています。

3 ボランティア・インターンシップ

平成 29 年度も引き続き、講座・自主グループなどの企画・運営、史料整理・デジタル化など各種の作業について、ボランティアの方々の協力を得ました。新規ボランティアの登録が 3 人あり、加えて従来からご協力いただいているボランティアの作業回数が増加し、平成 28 年度の作業実績計 493 回延べ 668 人に対して平成 29 年度は計 539 回延べ 680 人と、過去最多の作業実績を記録しました。

平成29年度ボランティア作業実績

| 作業の種類 | 作業日程 | 回数 | 参加実人数 | 延べ人数 |
|-----------|----------------------|------|-------|--------|
| 写真整理 | 随時個人作業 | 154回 | 7人 | 延べ154人 |
| | フィルム糊除去作業（月2回） | 11回 | 5人 | 延べ39人 |
| 古文書整理 | グループ作業（月1回） | 10回 | 11人 | 延べ55人 |
| 襖下張りはがし作業 | (5/12・13) (10/13・14) | 8回 | 30人 | 延べ67人 |
| | 4月・8月・2月 | 3回 | 5人 | 延べ12人 |
| その他の作業 | 随時個人作業 | 353回 | 26人 | 延べ353人 |
| 合 計 | | 539回 | 84人 | 延べ680人 |

作業メニューのなかでは、特に写真整理の随時個人作業に新たに3人の方が参加し、回数・延べ人数とも大幅に増加しました。広報課から移管された写真史料の目録入力作業や、スライドをデジタル化するための複写撮影作業などを行なっていただいています。

このほか、市報あまがさきの記事索引入力、大正・昭和期の電話帳入力や新聞スクラップ入力など、地道な作業が進ちょくしています。史料館では、こうして情報を蓄積した各種のデータベースを、日々のレファレンスに有効に活用しています。

また、例年受け入れている市役所インターンシップ研修生1名を8月に14日間受け入れたのに加えて、平成29年度は武庫川女子大学学芸員実習生2名を9月に5日間受け入れ、史料整理・公開等の業務に従事していただきました。

4 地域研究史料館専門委員

史料館では、史料館事業に関する調査・研究及び指導・助言を仰ぐことを目的として、各分野の専門家を専門委員として委嘱しています。

平成29年度、委嘱した委員は次のとおりです。

| | | | |
|-----|-----------------|------------|------------------|
| 代表 | いわきたくじ 岩城卓二 | 日本近世史 | 京都大学人文科学研究所教授 |
| 副代表 | いちざわ てつ 市沢 哲 | 日本中世史 | 神戸大学大学院人文学研究科教授 |
| | おおえ あつし 大江 篤 | 歴史学 民俗学 | 園田学園女子大学人間教育学部教授 |

委員には、各専門分野・時代に関する調査・研究や史料情報提供などをいただきました。とくに、市制 100 周年を記念して刊行した新市史『たどる調べる尼崎の歴史』の活用について、入門講座（『尼崎市史』を読む会特別企画）の講師を務めていただくなど重点的にご担当いただきました。

5 編集事業—新「尼崎市史」及び史料館紀要『地域史研究』—

〔新「尼崎市史」〕

（参考：資料編 p31「新「尼崎市史」編集事業計画概要・同イメージ図」）

尼崎市制 80 周年記念振興事業として、平成 8 年度以来 20 年計画で取り組んでた新「尼崎市史」事業は、平成 28 年度に市制 100 周年記念刊行物『たどる調べる尼崎の歴史』及び『尼崎の歴史ダイジェスト版』を刊行しました。平成 29 年度は、これら刊行物の販売・普及・活用に取り組みました。

○『たどる調べる尼崎の歴史』

A4 判 上下巻計 538 頁 箱入り フルカラー印刷 3,000 部

尼崎市立地域研究史料館編 尼崎市発行 平成 28 年 10 月 8 日

価格 上下巻セット 4,500 円

執筆者 専門研究者、市民、市職員など計 42 人

第Ⅰ部 グラビア・バーチャル・ツアー 尼崎の歴史資料・文化財

第Ⅱ部 尼崎市クロニクル 100 年のあゆみ（図説年表）

第Ⅲ部 ガイダンス 調べる尼崎の歴史（地理・地形及び古代～現代の
6 章と特論 3 編、各章は入門編・史料編・実践編の 3 節構成）

○『尼崎の歴史ダイジェスト版』

A4 判 24 頁 フルカラー印刷 60,000 部

尼崎市立地域研究史料館・尼崎市都市魅力創造発信課編

尼崎市発行 平成 28 年 10 月 8 日 価格 1 部 100 円

古代から現代までの尼崎地域の歴史をわかりやすく解説

市内高等学校卒業生が描く歴史マンガも掲載

〔史料館紀要『地域史研究』〕

昭和 46 年（1971）10 月に尼崎市史紀要として創刊し、昭和 51 年度より尼崎市立地域研究史料館紀要として刊行を続けている『地域史研究』は、平成 29 年 11 月に第 117 号を発行しました。

『地域史研究』第 117 号 A5 判 193 頁 600 部発行 頒価 850 円

―目次―

グラビア 撰津国杭瀬庄西野新開荒野等下地中分絵図

「尼崎長吏文書」からわかること―解説にかえて 藤本清二郎

「俳諧之連歌」に見る維新期の哀感 松本充弘

―尼崎長吏文芸史料の紹介―

地域歴史遺産としての怪異伝承―『尼崎百物語』を起点に―

村井良介／大江篤／堤邦彦／久禮旦雄／小池淳一

史煙 尼崎のこと 寺内邦夫

画家・荻原一青氏 藤井千年

―山下栄図書館長と阪本勝知事―

加賀藩の武術流派「無拍子流」と石田太郎氏文書 小泉美江子

尼崎市史古代・中世史料補遺(4) 天野忠幸／樋口健太郎

新出の杭瀬庄絵図をめぐって 樋口健太郎

応仁の乱と尼崎 天野忠幸

〔以上3編、尼崎の古代・中世―史料と研究―連載第4回〕

寛文期の尼崎城及び城下町改修について 室谷公一

市制100周年記念の新「尼崎市史」ってどんな本？

岩城卓二／大江篤／三宅奈緒子／綱本武雄

書評 新「尼崎市史」 荒武賢一朗／人見佐知子／武田壽夫／森本米紀

【あまおぶね連載第1回】武庫庄旧春日神社跡地 田中 敦

6 講座・自主グループ等の催し

〔『尼崎市史』を読む会〕

特別企画・月例会・分科会 計30回開催 参加人数延べ660人

○特別企画1 『尼崎市史』を読む会紹介講座

従来中央図書館で例会を開催してきたことから、市域北部住民・北図書館ユーザー向けの特別企画として実施しました。

会場 尼崎市立北図書館集会室

日時 平成29年4月23日(日)

内容 『尼崎市史』を読む会実施内容及びテキストの紹介、模擬講義

講師 河野未央こうのみお(地域研究史料館)、辻川敦(地域研究史料館長)

参加人数 44人

○特別企画2 『たどる調べる尼崎の歴史』入門講座 第1～3回

平成28年10月に市制100周年記念の新「尼崎市史」『たどる調べる尼崎の歴史』を刊行したのを受けて、平成29年9月から同書をテキストとする月例会を実施することとし、これに先立つ同書入門講座を次のとおり実施しました。

共催／会場 園田学園女子大学

日時 平成29年5月13日、7月8日、7月29日（いずれも土曜日）

内容 『たどる調べる尼崎の歴史』古代・中世・近世・近現代入門編

講師 高橋明裕氏（立命館大学非常勤講師）

市沢^{てつ}哲氏（神戸大学大学院人文学研究科教授）

樋口健太郎氏（龍谷大学文学部特任准教授）

岩城^{いわき}卓二氏（京都大学人文科学研究所准教授、史料館専門委員）

辻川敦（地域研究史料館長）

参加人数延べ220人（第1回70人、第2回70人、第3回80人）

○月例会 平成28年度末に市制90周年記念『図説尼崎の歴史』をテキストとする例会を終了したのにもない、平成29年度は4～8月の例会を休会し、前記の特別企画を実施しました。そのうえで、9月から、新たに市制100周年記念『たどる調べる尼崎の歴史』をテキストとして中央図書館例会を再開するとともに、『図説尼崎の歴史』をテキストとする北図書館例会を開始しました。

〔中央図書館例会〕毎月第1木曜日午後6時～7時30分

6回開催 参加人数延べ154人

会場 市立中央図書館セミナー室

テキスト『たどる調べる尼崎の歴史』第3部

〔北図書館例会〕毎月第3金曜日午後6時～7時30分

8回開催 参加人数延べ154人

会場 市立北図書館集会室

テキスト『図説尼崎の歴史』

○第1巻分科会 尼崎の古代・中世史関係の文献・論文を読み、意見交換を通じて理解を深めることをめざしている研究会です。毎月第1金曜日の午後6時から7時30分まで、史料館を会場として開催しており、平成29年度は12回開催、参加人数は延べ88人でした。例会報告は参加者が輪番で担当し、平成29年4～12月は前年度に引き続き天野忠

幸氏の論文「織田信長の上洛と三好氏の動向」(『日本歴史』第 815 号、2016 年 4 月)を、平成 30 年 1 月からは久野雅司氏の「足利義昭政権論」(國學院大學栃木短期大学史学会『栃木史学』23 号、2009 年 3 月)をテキストとして、地域の中世・戦国時代史に親しんでいます。

〔自主グループ 尼崎の近世古文書を楽しむ会〕

3 クラス 各クラス月 2 回 計 63 回開催 参加人数延べ 507 人

この会は、主として史料館が収蔵する近世古文書をテキストとして、くずし字の読解に習熟することと、尼崎地域の近世史に親しむことを目的としています。例会は参加者の自主運営によって実施され、解読の成果は参加者有志がデジタル入力し史料館で保存しています。将来的に、解読文のデータベースとして公開する構想のもと、史料館はテキストの選定、解読、内容調査等について助言・協力しています。

次の 3 クラスが、いずれも午後 1 時 30 分～3 時 30 分、史料館会議室を会場として開講しており、参加希望者を募っています。

○第 2・第 4 日曜日開催クラス 22 回開催 参加人数延べ 169 人

このクラスは、平成 28 年度から、武庫郡常吉村^{つねよし}の庄屋家文書である田口和正氏文書(1)をテキストとしています。平成 29 年度は同文書群のうち武庫川水論文書の解読を進め、会報『蘆荊』第 3 号(平成 30 年 2 月発行)に翻刻文の一部を掲載しました。

○第 2・第 4 金曜日開催クラス 22 回開催 参加人数延べ 155 人

平成 22 年度から解読作業を続けてきた早稲田大学図書館所蔵服部文庫「山中新右衛門関係文書」のうち、「備忘応対」の解読を終了しました。同文書は、戦国時代の悲運の英雄・山中鹿之助の子孫を称する旧鴻池村(現伊丹市域)山中新右衛門と、同族である大坂鴻池家一族の間の紛争を、尼崎藩が調停した際の折衝記録です。

「備忘応対」解読終了後、同じ服部文庫のうち「祇役中・郷信世故」の解読を進めています。同文書は、文久年間(1861～1864)の京都を中心とする政治動向及び世情を知るため、勅書や幕府通達文から京都市中の落首まで、尼崎藩の儒学者・服部清三郎が入手した様々な情報を書き留めたものです。全 3 冊のうち 1 冊目の解読を終了し、2 冊目の解読を進めています。

○第1・第3金曜日開催クラス 19回開催 参加人数延べ183人

石井進さんが講師を務め、平成19年度からテキストとしてきた古田^{よしあき}嘉章氏文書「^{ときとも}時友村諸事留控帳」のうち明治初期兵庫県布達類の解読作業を終了しました。その後、川辺郡^{まんだらじ}万多羅寺村の庄屋家文書である村上^{はじめ}一氏文書を新たなテキストとして、解読作業を進めています。

7 市民団体・研究機関等との協働・連携

従前に引き続き、市民団体や行政機関等からの依頼・要請に応じて、歴史やまちづくりをテーマとする講座・見学会・イベント・研修会への出講、講師紹介などを行ないました。また、公的機関や市民団体が実施する講座・展示・まちづくりイベント等の催しや各種調査、出版事業などに対して、企画立案・実施協力・史料提供などの協働・連携を随時実施しました。

城内地区において、ミドリ電化創業者の^{あぼあきら}安保詮氏が尼崎市に寄贈する予定の尼崎城を建設中であることから、関心が高まり、平成29年度は尼崎城を学ぶ講座がさまざまな形で催されました。これを含めて、歴史を通してまちづくりや地域コミュニティづくりを指向する取り組み・団体からの出講依頼がますます増加しており、平成29年度は市民団体・地域団体等からの要請による出講25件31回、公的機関からの要請による出講27件35回、計52件66回（うち市政出前講座16件16回）と、尼崎市制100周年（平成28年）関連の出講講座が多く従来の過去最高水準であった平成27年度（50件53回）・28年度（43件46回）をさらに上回る実績を記録しました。なお、このうち尼崎城関連のテーマの出講は16件20回でした。

出講・協力先は次のとおりです。

〔市民団体・地域団体等からの要請による出講〕

尼崎市環境衛生協会、ことはじめかいぎ世話人会「ぶらり大庄まちあるき」、あまがさき市民まちづくり研究会、ヒューマン未来、関西大学校友会尼崎支部、高齢者福祉を考える会、ケア付き高齢者住宅パストラル尼崎、神崎いきいき百歳体操の会、すみれ会、北園田町会青年部、潮江北ひろば、尼崎信用金庫潮江支店、貴布禰神社（以上、市政出前講座）
尼崎郷土史研究会歴史講演会（2回、うち1回は市政出前講座）、護美奉
行プロジェクト（4回、うち1回は市政出前講座）

尼崎文化協会通常総会講演会、尼崎ボランティア・ガイドの会新規会員

養成講座、小田会歴史街道事業講演会、大庄会新年賀会講演会、みんなの
の尼崎大学商学部、園田北まちづくり協議会歴史・自然関係部会、NPO
法人阪神文化財建造物研究会「歴史建築観光サポーター育成講座」、NPO
法人シンフォニー「ミライ×ミドリ」フォーラム、尼崎信用金庫・阪神
電鉄まち歴史ワークショップ「てらまちクロニクル」(3回)及び「てら
まちプロジェクトプレゼンテーション」

〔尼崎市・他行政機関・公的機関等からの要請による出講〕

市新規採用職員研修、市1年目教員必修研修、市教員人権教育研修講座、
阪神地区教育研究所協議会合同研修会、みんなのサマーセミナー(市提
案型協働事業)、尼崎城瓦製作現場見学ツアー(2回)、市立中央公民館
「中央市民大学」教養講座・専門講座(各1回)、明城小学校明城遺産授
業(2日間、計7講)、第6期尼崎チャンネルガイド養成講座、市立すこや
かプラザ「すこやか元気アップ講座」(市政出前講座)、尼崎市市民運動
中央地区推進協議会講座「尼崎城を知る」(2回)、一般社団法人リディ
ラバ主催「尼崎運河へ行こう」連続講座、産業技術短期大学「地域産業
学」講義、育成調理師専門学校課外授業、神戸大学大学院人文学研究科
「地域歴史遺産活用研究」講義、神戸大学大学院人文学研究科主催「第16
回歴史文化をめぐる地域連携協議会」、神戸大学自治会科研研究会、園
田学園女子大学共通科目「つながりプロジェクト」(2回)、園田学園女
子大学公開講座「歴史セミナー」(6回)、国際公文書館会議(ICA)年次
会合、全国公文書館長会議、人間文化研究機構国文学研究資料館アーカ
イブズ・カレッジ、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会第142
回例会、アーカイブサミット2017 in 京都、歴史資料ネットワークシン
ポジウム、第5回公害資料館連携フォーラム in 大阪

〔講座・展示・調査・出版への企画立案・実施協力・史料提供等〕

尼崎城テーマソング制作会議、園田北まちづくり協議会歴史・自然関係
部会による地域資源活用事業への参加協力、伊丹市立博物館夏季企画展
及び古文書教室資料への画像提供、池田市立歴史民俗資料館特別展への
資料貸出・画像提供、元興寺文化財研究所特別展への資料貸出、大阪歴
史博物館美術資料等評価委員派遣、全国歴史資料保存利用機関連絡協議
会(全史料協)大会・研修委員会事務局、全史料協近畿部会第138回・
第142回例会企画・実施、科学研究費助成事業(科学研究費補助金基盤

研究 S)「災害文化形成を担う地域歴史資料学の確立ー東日本大震災を踏まえてー」(神戸大学大学院人文学研究科)への職員参加協力、大阪大学文学部文化形態論専攻日本学研究室授業協力(施設見学と説明)、西淀川・公害と環境資料館運営協議会委員派遣、第5回公害資料館連携フォーラム in 大阪への職員参加協力

これらのうち、とくに文書館・アーカイブズ分野の全国的及び国際的な機関・団体の催しの詳細を紹介します。

2017ALA-ICA年次会合(ICA第4回年次会合)

ICA International Council on Archives(国際公文書館会議)

ALA La Asociación Latinoamericana de Archivos

テーマ Archives, Citizenship, Interculturalism(アーカイブズ、市民権、国際異文化)

日時 2017年11月27日(月)～29日(水)

会場 メキシコシティ メキシコ社会保障研究所21世紀医療センター

日本からの参加チームを独立行政法人国立公文書館が編成し、同館の推せんにより地域研究史料館長の辻川が参加しました。

専門セッション3「アーカイブズ、説明責任、情報へのアクセス権と個人情報保護」パネル3 福井仁史氏(国立公文書館理事)

日本の国立公文書館における公的歴史記録へのアクセスを確かなものとする取り組みについての報告、同館新館計画等

専門セッション4「アーカイブズ、環境、自災災害」パネル3

熊谷^{まさる}賢氏(陸前高田市立博物館主任学芸員)

東日本大震災に被災した陸前高田市立博物館の資料保全の取り組み報告

専門セッション12「地域的協力」パネル2

辻川敦(尼崎市立地域研究史料館長)

地域社会との協働関係に関する尼崎市立地域研究史料館の取り組み報告

人間文化研究機構国文学研究資料館主催、平成29年度アーカイブズ・カリッジ(史料管理学研修会通算第63回)短期コース

文書館職員・大学院生等を対象とする研修プログラムです。主催者からの依頼により地域研究史料館の河野が出講し、史料館の事例をまじえながら講義を行ないました。

日時 平成 29 年 11 月 16 日（木）／会場 京都府立京都学・歴彩館
講義 こうのみお 河野未央（尼崎市立地域研究史料館職員）「地域とアーカイブズ」

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）大会・研修委員会

全史料協は、文書館・公文書館等の資料保存機関及び職員の全国協議会です。平成 29・30 年度、尼崎市が大会・研修委員会の事務局を担当し、年 1 回開催する全国大会の企画・運営にあたります。

全史料協第 43 回全国（神奈川相模原）大会

日時 平成 29 年 11 月 9 日（木）・10 日（金）

会場 相模原市 杜のホールはしもと

大会テーマ 公文書館法 30 年—今、問われる公文書管理—

内容 研修会、総会、大会テーマ研究会

8 施設移転・整備計画ならびに政策的課題

尼崎市総合文化センター 7 階に本館を置く地域研究史料館は、本館面積がわずか 308 m²しかないため、別施設として分室を設け、史料保存スペースを確保してきました。本館施設の老朽・狭あい、分室が距離の離れた別施設であることによる不便や史料保存環境の問題などがあり、施設整備が長年の課題です。

これについて、旧尼崎城跡地である城内地区において市が予定している城内まちづくり整備事業のなかで、現在市立文化財収蔵庫が一部を使用している旧市立城内中学校校舎（旧尼崎高等女学校校舎）を全面的に改修し、文化財収蔵庫に加えて史料館も移転し歴史館施設（名称未定）として一体的に整備することを計画しています。これにともない、史料館分室も、現在の大島 3 丁目から城内地区に移転する予定です。

平成 32 年度の移転・新施設開館に向けて、平成 29 年度は関係部局と連携して設計業務を行ないました。

また、同じ城内地区に、ミドリ電化創業者・あぼあきら 安保詮氏が尼崎城天守を建設のうえ市に寄贈する計画があり、これの整備・活用計画検討について、担当部局の依頼を受けてソフト面で協力しています。平成 28 年 12 月に着工した尼崎城天守は、平成 30 年度中に竣工のうえ内部展示等を整備・開城の予定です。

以上

尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例

昭和 49 年 10 月 3 日

条例第 48 号

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、尼崎市立地域研究史料館(以下「史料館」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 日々散逸しつつある貴重な文書、記録等の史料及び文献(以下「史料等」という。)を収集し、後世に伝えるとともに、地域社会に対する市民の歴史的認識を深めるため、史料館を設置する。

(位置)

第 3 条 史料館の位置は、尼崎市昭和通 2 丁目 7 番 16 号とする。

(昭 61 条例 45 ・ 一部改正)

(事業)

第 4 条 史料館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 尼崎及び歴史的関連地域に関する史料等を収集し、整理し、保存すること。
- (2) 尼崎の歴史に関する調査、研究を行うこと。
- (3) 史料等を閲覧に供するとともに、必要な助言及び指導を行うこと。
- (4) 市史、研究紀要、史料目録等を編集し、刊行すること。
- (5) 講座、研究会、史料展示等の普及活動を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、史料館の管理について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 49 年 12 月 28 日規則 124 で、昭和 50 年 1 月 10 日から施行)

付 則(昭和 61 年 11 月 1 日条例第 45 号)

この条例は、昭和 61 年 11 月 25 日から施行する。

尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例施行規則

昭和 49 年 12 月 28 日

規則第 125 号

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例(昭和 49 年尼崎市条例第 48 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき、尼崎市立地域研究史料館(以下「史料館」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の手続)

第 2 条 条例第 2 条に規定する史料等(以下「史料等」という。)を閲覧しようとする者は、閲覧票を市長に提出しなければならない。

(複写の手続)

第 3 条 文書又は記録^{もんじよ}の複写を希望する者は、複写票を市長に提出しなければならない。

(史料館利用の制限)

第 4 条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、史料館の利用を制限することができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 史料等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(閲覧及び複写の制限)

第 5 条 市長は、次に掲げる文書又は記録^{もんじよ}等(これらの複写物を含む。)の閲覧を制限することができる。

- (1) 損傷のおそれがあるもの
- (2) 個人の秘密に関するもの

2 前項の規定は、文書又は記録^{もんじよ}の複写の制限について準用する。

(損害賠償)

第 6 条 利用者は、史料等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(開館時間及び休館日)

第 7 条 史料館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただ

資料編

し、市長が特別の理由があると認めるときは、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 開館時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

(2) 休館日

ア 火曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

ウ 館内整理日(毎月末日。ただし、この日がアの休館日の場合は、その翌日とする。)

エ ばく涼期間(春季及び秋季において、それぞれ 1 週間以内)

オ 1 月 2 日から同月 4 日まで

カ 12 月 28 日から同月 31 日まで

(昭 50 規則 73・昭 63 規則 58・平元規則 4・平 5 規則 39・平 10 規則 14・平 17 規則 16・一部改正)

(閲覧票等の様式)

第 8 条 この規則の規定による閲覧票等の様式については、総務局長が定める。

(委任)

第 9 条 この規則で定めるもののほか、史料館の運営について必要な事項は、総務局長が定める。

付 則

この規則は、昭和 50 年 1 月 10 日から施行する。

(以下付則省略)

公文書館法

公布：昭和62年12月15日

法律第115号

施行：昭和63年6月1日

(目的)

第一条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

(責務)

第三条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(公文書館)

第四条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第五条 公文書館は、国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

(資金の融通等)

第六条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めるものとする。

(技術上の指導等)

第七条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

資料編

附 則 [抄]

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(専門職員についての特例)

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。

[参考：公文書管理法]

公文書等の管理に関する法律 [抄]

公布：平成21年7月1日

法律第66号

施行：平成23年4月1日

(目的)

第一条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(特定歴史公文書等の保存等)

第十五条 国立公文書館等の長（国立公文書館等が行政機関の施設である場合にあつてはその属する行政機関の長、国立公文書館等が独立行政法人等の施設である場合にあつてはその施設を設置した独立行政法人等をいう。以下同じ。）は、特定歴史公文書等について、第二十五条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために

資料編

必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

(地方公共団体の文書管理)

第三十四条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

尼崎市立地域研究史料館専門委員名簿（平成30年4月1日現在）

| | | | |
|-----|----------------|-------------|--------------------|
| 代表 | いわきたくじ 岩城卓二 | 日本近世史 | 京都大学人文科学研究所（教授） |
| 副代表 | いちざわてっ 市澤哲 | 日本中世史 | 神戸大学大学院人文学研究科（教授） |
| | 大江 篤 | 歴史学・ 民俗学 | 園田学園女子大学人間教育学部（教授） |

資料編

地域研究史料館 平成30年度歳入・歳出予算、事業別明細

歳出 款(10)総務費 項(05)総務管理費 目(40)地域研究史料館費 (千円)

| 事業 | 節 | 予算額 | 前年度 予算額 | 内容・説明 | 上半期 承認額 |
|---|----------------|--------|------------|--|------------|
| 委員報酬 | 報酬 | 360 | 360 | 10,000×3人×12回 | 180 |
| | 合計額 | 360 | 360 | | 180 |
| 史料館紀要発行 事業費 | 報償費 | 160 | 160 | 『地域史研究』原稿料(特財 紀要歳入48) 論文等@2,000×60枚=120,000円 史料紹介等@1,000×40枚=40,000円 | 64 |
| | 需用費(印) | 245 | 245 | 『地域史研究』印刷製本(特財 紀要歳入100) | 245 |
| | 使用料賃借料 | 116 | 84 | 組版ソフト類賃借料3ライセンス | 116 |
| | 合計額 | 521 | 489 | (特財 紀要歳入148) | 425 |
| (小事業)史料館管 理事業費(枠配分) | 需用費(光) | 1,134 | 1,134 | 電気537(本館512,分室25) ガス351 上下水道246 | 454 |
| | 委託料 | 323 | 319 | 分室機械警備 消防設備保守 | 323 |
| | 小計 | 1,457 | 1,453 | | 777 |
| (小事業)史料館管 理事業費 | 使用料賃借料 | 8,392 | 8,392 | 施設使用料 699,315円×12月 | 8,392 |
| | 負担金補助及 び交付金 | 1,114 | 1,114 | 施設維持管理経費負担分92,760円×12月 | 1,114 |
| | 小計 | 9,506 | 9,506 | | 9,506 |
| 史料館管理事業 費(合計) | 合計額 | 10,963 | 10,959 | | 10,283 |
| 史料等整備事業 費 | 需用費(消) | 543 | 385 | 史料購入 | 217 |
| | 委託料 | 133 | 100 | マイクロフィルム画像デジタル変換 | 53 |
| | 備品購入費 | 200 | 425 | 史料等購入 | 80 |
| | 合計額 | 876 | 910 | | 297 |
| 城内まちづくり 推進事業費 | 委託料 | 465 | 0 | 荻原一青画尼崎城手ぬぐい等整備・保存措置 | 465 |
| | 合計額 | 465 | 0 | | 465 |
| (小事業)その他諸 経費(枠配分) | 旅費 | 100 | 70 | 旅費 | 40 |
| | 需用費 | 549 | 411 | | 220 |
| | (消耗品費) | 539 | 401 | 史料整理用品等 | 216 |
| | (印刷製本費) | 10 | 10 | 史料複製等 | 4 |
| | 役務費(通) | 90 | 80 | 電話料金 | 45 |
| | 使用料賃借料 | 196 | 196 | コピー機賃借料(特財 史料複写140) ビジネスホンE装置賃借料 | 196 |
| | 小計 | 935 | 757 | (特財 史料複写140) | 501 |
| (小事業)その他諸 経費(新枠配分) | 報償費 | 100 | 100 | 調査員原稿料 1,000円×100枚=100,000円 | 40 |
| | 役務費(通) | 137 | 138 | サーバー回線経費(特財 バナー広告16) | 69 |
| | 小計 | 237 | 238 | (特財 バナー広告16) | 109 |
| (小事業)その他諸 経費(枠配分・維持 管理経費) | 需用費 | 27 | 69 | | 11 |
| | (修繕料) | 25 | 67 | 機械器具等修繕 | 10 |
| | (ガソリン代) | 2 | 2 | 公用バイクガソリン代 | 1 |
| | 使用料賃借料 | 112 | 288 | リーダープリンターリース | 112 |
| | 小計 | 139 | 357 | | 113 |
| (小事業)歴史資料 保存利用機関連絡 協議会会費(枠配 分) | 負担金、補助 及交付金 | 45 | 45 | 全史料協会費35,000円、同近畿部会会費10,000円 | 45 |
| その他諸経費 (合計) | 合計額 | 1,356 | 1,397 | | 767 |
| 総計 | | 14,541 | 14,115 | 一般財源14,237、特財304 | 12,417 |

資料編

歳出 款(50)教育費 項(35)社会教育費 目(05)社会教育総務費 (千円)

| 事業 | 節 | 予算額 | 前年度 予算額 | 内容・説明 | 上半期 承認額 |
|------------------------|--------|-----|------------|-------------------------------|------------|
| (小事業)歴史館機能整備事業費(投資的経費) | 役務費(手) | 0 | 60 | | 0 |
| | 委託料 | 151 | 6,800 | 現場監理委託料 | 151 |
| | 工事請負費 | 508 | 0 | 工事請負費 | 508 |
| | 小計 | 659 | 6,860 | | 659 |
| (小事業)公開空地遊歩道整備事業費 | 委託料 | 0 | 578 | | 0 |
| | 小計 | 0 | 578 | | 0 |
| 城内まちづくり整備事業(合計) | 合計額 | 659 | 7,438 | 一般財源173、特財486(国庫支出金286、市債200) | 659 |

歳出 款(10)総務費 項(05)総務管理費 目(05)一般管理費 (千円)

| 事業 | 節 | 予算額 | 前年度 予算額 | 内容・説明 |
|--------|----|-------|------------|---|
| 臨時職員賃金 | 賃金 | 2,365 | 2,382 | 史料館事業補助 174日 1,399 公文書整理補助 60日 483 分室移転準備 60日 483 |

歳入 款(40)国庫支出金 項(10)国庫補助金 (千円)

| 目 | 節 | 予算額 | 前年度 予算額 | 内容・説明 |
|------------|-----------------|-----|------------|--|
| (50)教育費補助金 | (75)社会資本整備総合交付金 | 286 | 2,903 | 城内まちづくり整備事業のうち、歴史館機能整備に係る現場監理委託料・工事請負費(地域研究史料館部分)に対する補助 補助率1/2 |

歳入 款(70)諸収入 項(20)実費弁償金 (千円)

| 目 | 節 | 予算額 | 前年度 予算額 | 内容・説明 |
|--------------|-----------------|-----|------------|------------------------------------|
| (10)総務費実費弁償金 | (10)市史等頒布実費弁償金 | 148 | 121 | 『地域史研究』@850×175=148,750円 |
| | (31)諸用紙印刷等実費弁償金 | 140 | 164 | 白黒コピー@10×12,850枚 カラーコピー@30×400枚 |

歳入 款(70)諸収入 項(30)雑入 (千円)

| 目 | 節 | 予算額 | 前年度 予算額 | 内容・説明 |
|--------|------------|-----|------------|---|
| (20)雑入 | (03)広告事業収入 | 16 | 16 | ホームページバナー広告収入 (3,240円+2,160円)×3月=16,200円 |

歳入 款(75)市債 項(05)市債 (千円)

| 目 | 節 | 予算額 | 前年度 予算額 | 内容・説明 |
|---------|-----------------|-----|------------|---|
| (50)教育債 | (20)社会教育施設整備事業債 | 200 | 3,300 | 社会教育施設整備事業債(公共事業等債) 城内まちづくり整備事業のうち、歴史館機能整備に係る現場監理委託料・工事請負費(地域研究史料館部分)財源の起債 |

資料編

利用のご案内

当館は尼崎関係の古文書・近現代文書類や歴史的講武所、地図・写真等の地域史料、全国の歴史関係文献等を備えている文書館施設です。歴史について、知りたいことや研究したいことを調べることができます。お調べになりたいことや不明のこと、その他なんでもお気軽にご相談ください。

〔開館時間〕 9:00 ～ 17:30

〔休館日〕 火曜日・祝日（他に年末年始等、また春秋各 1 週間以内の整理休館があります）

史料の閲覧

- 開架閲覧室 ご自由にご覧ください。閲覧票への記入は不要です。
- その他史料 カウンターの検索端末により検索、または目録により検索のうえ、「閲覧票兼複写票」により申請してください。なお、目録データのうえで「収蔵・所在」に「分室」と表示されている史料については、閲覧は予約制とさせていただきます。窓口、電話、Mail 等にて、利用予定日の 5 日前（休館日を除く）までに予約申請をお願いいたします。
- コピーサービス 「閲覧票兼複写票」により申請してください。
モノクロコピー料金は 1 枚 10 円、カラーコピーは 1 枚 30 円です。
 - * コピー枚数が大量の場合は、当日中にコピーをお渡しできない場合や、やむをえずセルフサービスにてお願いする場合があります。
 - * 著作権法の規定により複写が制限される場合がありますので、ご了承ください。
- マイクロフィルム・プリンターコピー 「閲覧票兼複写票」により申請してください。プリンターコピー料金は 1 枚 10 円です。
- 撮影 持参されたカメラで撮影される場合も、「閲覧票兼複写票」により申請してください。
 - * 古文書類のコピーサービスはしておりませんので、カメラをご持参のうえ撮影してください。

史料の貸出し

当館発行の印刷物など一部を除き、館外貸出しは行なっておりません。

詳しくは職員にお尋ねください。

手荷物

手荷物等はロッカーに入れてください。ロッカーの鍵はご自分でお持ちください。

閲覧票兼複写票

閲覧日
年 月 日

【本枠内を記入してください。】

氏名： _____ 住所（または連絡先）： _____ 電話： _____

| 請求記号番号 | 史料等の表題 | 所在 | 点数 冊 | 複製 許可 | 複製の種類 | 複製 枚数 | 返却 確認 |
|--------|--------|----------|---|----------|--|----------|----------|
| | _____ | | | | <input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可 | 0/0 | |
| | _____ | | | | <input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可 | 0/0 | |
| | _____ | | | | <input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可 | 0/0 | |
| | _____ | | | | <input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可 | 0/0 | |
| | _____ | | | | <input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可 | 0/0 | |
| | _____ | | | | <input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可 | 0/0 | |
| | _____ | | | | <input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可 | 0/0 | |
| 認 認 欄 | | 平成 年 月 日 | 複写の種類 | | 枚数 | 金額(円) | |
| 申請 | 採集 | 備考 | <input type="checkbox"/> E/コピー・デジタル化 - (210) <input type="checkbox"/> カラーコピー (230) | | | | |
| | | | 合 計 | | | | |

注：当該所蔵の文書・記録等を複製して併用したい、併用範囲を限定したい等の場合は、複製のおそれがあるもの及び個人の特権に関するものの複製・複写は制限される場合があります。また複製に利用する目的の複製・複写はできません。

※プリンター=マイクロフィルムリーダープリンター

0263-1 第A4 庁内

尼崎市立地域研究史料館

特別貸出票

尼崎市立地域研究史料館
TEL: 06-6482-5246
FAX: 06-6482-5244

【本枠内を記入してください。】 貸出期限は、貸出日から2週間以内です。期限日が休館日(火曜日と祝日)の場合はその翌日です。

| | | | | |
|---------------------|----------|------|--------------------------|----|
| 申請者 (ふりがな) 氏名 | 連絡先 〒 | | TEL | |
| 登録番号 | 請求記号 | タイトル | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 貸出日 | 平成 年 月 日 | 確認 | データ入力 | 備考 |
| 貸出期限 | 平成 年 月 日 | 確認 | <input type="checkbox"/> | 備考 |
| 返却日 | 平成 年 月 日 | 確認 | <input type="checkbox"/> | |

尼崎市立地域研究史料館における 歴史的公文書保存・公開事業の概要

1 事業実施の経緯

昭和37年(1962)6月 尼崎市史編集事業開始(総務局所管)

尼崎市史編修室時代より公文書調査実施、歴史的公文書を収集、保存

昭和50年(1975)1月 尼崎市立地域研究史料館設置(総務局所管)

尼崎市の文書館施設 尼崎および歴史的関連地域の歴史に関する古文書・近現代文書類、歴史的公文書、図書、写真、地図、絵葉書等を収集、整理、保存、公開

尼崎市史編集事業も引き継ぐ

この頃より、毎年の廃棄公文書よりの選別、収集、保存をルール化

昭和62年(1987)12月 公文書館法公布(昭和63年6月施行)

平成元年(1989) 尼崎市文書規程に、歴史的公文書保存規定追加

(歴史的価値を有する文書の保存)

第71条 第68条第1項又は第69条第1項の規定により廃棄することと決定した文書のうち歴史的価値を有するものは、尼崎市立地域研究史料館(以下「史料館」という。)において、保存することができる。

2 前項の規定により、史料館において保存する文書は、廃棄文書目録にその旨の表示をしなければならない。

2 歴史的公文書の収集

(1) 尼崎市文書規程(及び消防局、教育委員会文書規程)に基づき、毎年度、保存年限が満了し廃棄される公文書のリストを閲覧し、簿冊の現物も確認して、歴史的公文書として保存する必要があると判断した文書を選別、抽出して保存している。

(2) 収集した歴史的公文書は、簿冊目録を作成し、各課に通知を行っている。

(3) 毎年廃棄簿冊(紙文書)約3万2千冊のうち、レセプト等を箱単位で管理・廃棄される帳票類を除く1万数千冊を対象に選別し、約300冊を選別・保存している。また電子文書の廃棄約1万件のうち、約300件を選別・保存している。

3 歴史的公文書等保存状況

歴史的公文書保存冊数 平成29年度末現在 15,524冊

ほかに、行政刊行物・資料類を日常的に収集・保存

4 歴史的公文書の整理・公開

- (1) 簿冊目録整備済み、件名目録及び行政資料（刊行物）目録を順次作成中。
- (2) 公文書館としての歴史的公文書公開基準等の規定整備を検討中。
- (3) 現在は、現用文書の情報公開制度に準じて閲覧対応を行っている。

5 その他の課題

選別対象文書の適否及び、各所属が保存する歴史的資料の状況把握、電子媒体の各種行政情報・資料類の収集・保存方法などについて、庁内関係部局・各所属等との協議・意見交換を組織的に進めていく必要がある。

以上

平成19年5月23日
地域研究史料館作成
(平成20年2月27日改定、
平成28年4月1日改定)

歴史的価値を有する公文書等収集・保存方針及び取扱要領

1 趣 旨

総務局地域研究史料館（以下「史料館」という。）が尼崎市文書規程第71条、尼崎市消防局文書規程第71条、尼崎市教育委員会事務局文書規程第58条に基づき収集する歴史的価値を有する公文書、及び関連する報告書・資料類（以下「歴史的公文書等」という。）の収集、整理、保存及び公開に関し、必要な事項を定める。

2 歴史的公文書等収集・保存の目的

公文書館法第3条に示された地方公共団体の責務を果たし、尼崎市及び歴史的関連地域の歴史を後世に伝え、広く市民に公開するとともに本市の情報資源として活用するために、歴史的公文書等の収集、整理、保存、公開を行う。

3 収集対象となる文書・報告書・資料類

- (1) 市の主要な施策及び事業に関するもの
- (2) 組織・機構の変遷や管理または施設等の設置・改廃・管理に関するもの
- (3) 各種の条例・規則などの例規及び各種制度の新設・改廃に関するもの
- (4) 市制施行・市村合併等自治体の存立・行政区画の変更等に関するもの
- (5) 予算・決算等財政に関するもの
- (6) 陳情・請願など市民（個人・団体・法人）の意向及び動向に関するもの
- (7) 各種褒賞・表彰に関するもの
- (8) 各種調査・統計及び報告に関するもの
- (9) 市議会・行政委員会・審議会等会議に関するもの
- (10) 市有財産等の取得・管理・処分等に関するもの

- (11) 市民の権利・義務に関するもの
- (12) 許可・認可・免許・承認・通知・取消等の行政処分に関するもの
- (13) 不服申立て、訴訟等に関するもの
- (14) 公営企業の経営に関するもの
- (15) 監査等に関するもの
- (16) 主要な行事・事件・災害に関するもの
- (17) 社会情勢を反映する内容をもつもの
- (18) その他歴史資料として保存する価値があると認められるもの

4 歴史的公文書等の選別・収集

- (1) 史料館は、廃棄することと決定した公文書のうち前項に該当する文書を対象に、重要度、全体に占める位置、稀少性、作成年代、代替物の有無等を考慮して、将来歴史的公文書となり得る文書を廃棄文書目録から選別し、現物を確認したうえで簿冊単位で幅広く収集する（第一次選別）。
- (2) 史料館は、収集した文書の簿冊単位の目録を作成し、所管課に通知するとともに、写しを文書・公開担当に送付する。
- (3) 歴史的公文書は文書完結後一定年限を経たのち（通常は30年後）、歴史的公文書としての基準に照らしてなお個人情報保護等に配慮する必要のあるものを除いて、広く一般の利用に供することを予定している。それまでの期間（以下「中間保管期間」という。）中に、文書の内容を吟味して最終的に保存していくものを確定する（第二次選別）。

5 歴史的公文書等の管理と閲覧

- (1) 収集した歴史的公文書等は、地域研究史料館長の責任において整理・保存する。
- (2) 収集した歴史的公文書は、前項(3)のとおり将来において広く一般の利用に供することを予定しており、「尼崎市情報公開条例」第2条第2号イにより同条例は適用されない。
- (3) ただし、中間保管期間中の文書（以下「中間保管文書」という。）について、一律に非公開とすることは情報公開の趣旨から考えて適当ではないため、同文書については情報公開に準じた扱いとする。具体的には、市民等から中間保管文書閲覧の申出があった場合、収集した文書を廃棄手続時に所管していた課と協議のうえ、現用の情報公開制度に準じた基準により公開・非公開を決し、公開して差支えない文書は閲覧に供する。
- (4) 歴史的公文書を、その基準に照らして広く一般の利用に供していく事業について、その公開の年限や基準、具体的取扱等については、今後関係部局との協議及び準備を経て、別途規程等を定めて実施していくこととする。その際において、公開・非公開の判別基準設定については、一定年限を経てもなおかつ配慮すべき個人情報保護等について、情報公開制度の定めるところとの整合も十分考慮しつつ、行っていくこととする。
- (5) 収集した関連報告書・資料類のうち、公開を前提として作成されたものについては順次史料館において整理し、閲覧公開する。情報公開制限に該当する内容を含むもの等については、上記の公文書に準じて取り扱う。

以上

新「尼崎市史」編集事業計画概要

1 計画立案の経緯

- (1) 既刊『尼崎市史』は市制 50 周年（昭和 41 年）記念事業として昭和 37 年事業開始、13 巻・別冊 1 を刊行して昭和 63 年に事業終了。その後『尼崎地域史事典』を平成 8 年に刊行した。
- (2) 平成 8 年度の市制 80 周年にあたり、記念振興事業として新「尼崎市史」事業を立案。平成 8・9 年度を計画検討期間として事業計画を策定し、平成 10 年度より本格実施に移っている。

2 新「尼崎市史」の編さん理由

- (1) 計画立案検討の平成 8 年度段階で、既刊市史本編刊行（昭和 45 年刊行終了）からすでに 25 年以上経過していたことに鑑み、近隣市動向もにらみながら新市史刊行の検討を行った。
- (2) 政治経済・社会構造中心の既刊『尼崎市史』に対して、より親しみやすく身近な歴史を求める市民からの要望にこたえる新市史を作っていく。
- (3) 社会の急速な変化のなかで失われつつあり、今でなければ記録し得ない地域の生活の歴史を、聞き取りなどを通じて記録化し、後世に伝える。
- (4) 市史の活用を通じて、まちづくりなど時代と地域社会からの要請にこたえる市史作りをめざす。

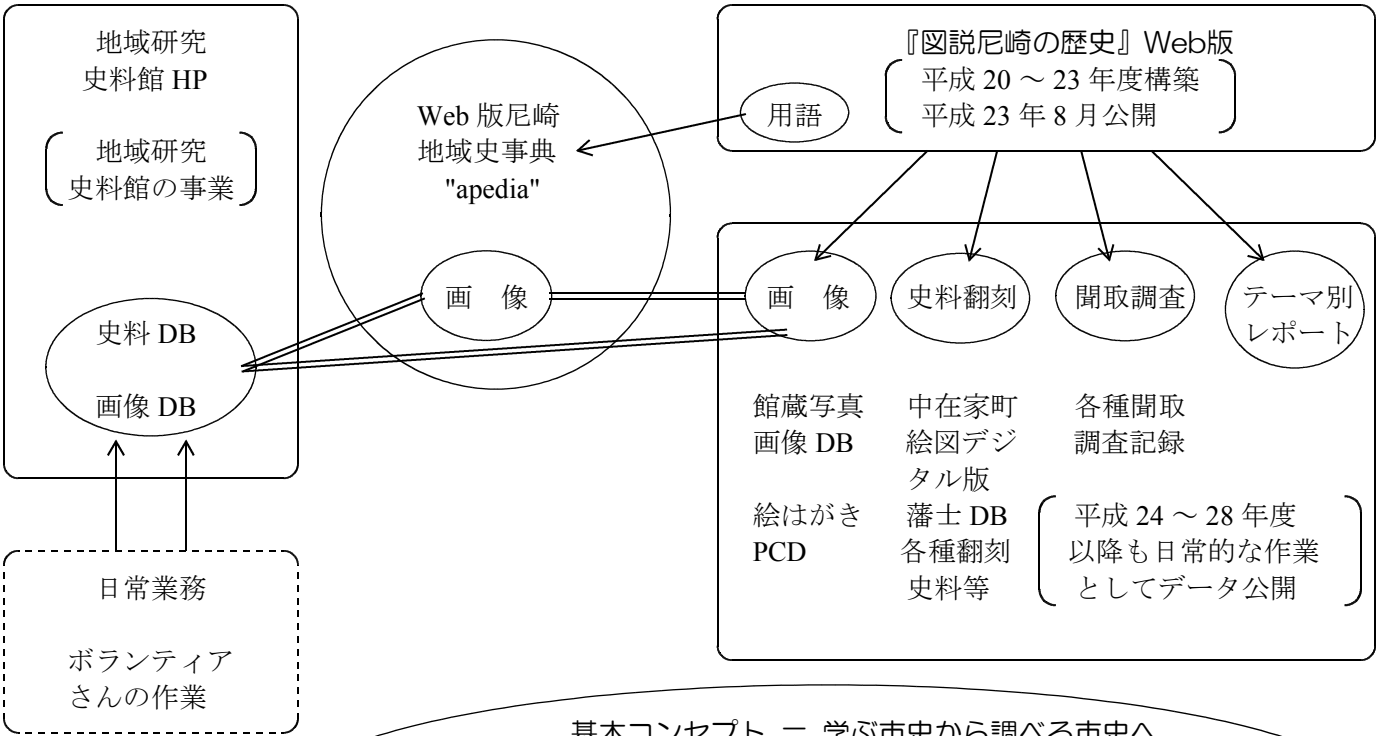
3 新「尼崎市史」の特徴

- (1) 生活・文化史を中心に、今でなければ記録し得ない身近で具体的なテーマ・内容を重視する。
- (2) 既刊『尼崎市史』編さんの時代的制約上、やや不十分な部分の残る 15 年戦争期以降（1930 年代以降）の現代の部分について、本格的な調査・編さんを行う。
- (3) 事業手法の点では、市民参加・ネットワーク型を基本とし、文献調査に加えて聞き取り調査やフィールドワークを重視する。
- (4) 調査の過程で収集した史料やデータを蓄積し、データベース編として公開・活用していく。

4 年次計画と編別構成

| | |
|----------------------------|---|
| 平成 8・9 年度 (市制 80 周年) | 事業計画立案策定 |
| 平成 18 年度 (市制 90 周年) | 『図説尼崎の歴史』刊行 530 頁 図版や写真を豊富に取り入れた通史、原始・古代～現代 |
| 平成 19・20 年度 | 『図説』刊行を踏まえて見直し計画検討・策定 『図説尼崎の歴史』Web 版構築の試行 |
| 平成 21～23 年度 | 『図説尼崎の歴史』Web 版構築・公開 |
| 平成 24～28 年度 (市制 100 周年) | 『たどる調べる 尼崎の歴史』編集・刊行 第 1 部グラビア・第 2 部「尼崎市クロニクル 100 年のあゆみ」・第 3 部「調べる尼崎の歴史」、A4 判上下巻計 538 頁、箱入り 3,000 セット 『尼崎の歴史ダイジェスト版』編集・刊行 A4 判 24 頁 |

新「尼崎市史」編集事業計画イメージ図



基本コンセプト = 学ぶ市史から調べる市史へ
 新「尼崎市史」の前半 = 『図説尼崎の歴史』の刊行 = 誰もが親しみやすく尼崎の通史を学べる印刷物の刊行
 新「尼崎市史」の後半 = 誰もがみずから地域の歴史を調べ、あきらかにしていくための場づくりを刊行物と Web で

刊行物

『たどる調べる 尼崎の歴史』 ~平成 23 年度準備作業
 → 24 ~ 27 年度執筆編集 → 28 年度刊行

第 I 部「歴史資料と文化財でたどる尼崎の歴史」(グラビアページ) 40p
 第 II 部「尼崎市クロニクルー 100 年のあゆみ」(図説形式の年表ページ) 110p
 第 III 部「調べる尼崎の歴史」 370p

第 1 章「尼崎の地理・地形」、第 2 章「尼崎の古代」、第 3 章「尼崎の中世」
 第 4 章「尼崎の近世」、第 5 章「尼崎の近代」、第 6 章「尼崎の現代」
 各章「入門編」「史料編」「実践編」の 3 節構成

- 「入門編」 その時代・分野について既刊市史等があきらかにしたこと、到達点
- 「史料編」 代表的史料等の紹介と使い方の紹介・説明
 図版等でビジュアルに、レファレンスケースから使い方例示、
- 「実践編」 各時代・分野のトピック
 既刊市史・新市史で取り上げていないテーマ、新たな視角のテーマ
 調査プロジェクトや研究・活用事例 等々

その他(扉・序文・目次・凡例・奥付等) 18p
 [体裁等] A 4 判、フルカラー(図説形式を基本とする)、上下巻計 538 ページ
 箱入り、3,000 セット発行

『尼崎の歴史ダイジェスト版』(記念冊子)
 [体裁等] A 4 判、フルカラー 24 ページ

地域研究史料館刊行物販売一覧

| | |
|----------------|--------|
| 『たどる調べる尼崎の歴史』 | 4,500円 |
| 『尼崎の歴史ダイジェスト版』 | 100円 |
| 『図説尼崎の歴史』 | 売り切れ |
| 『尼崎地域史事典』 | 売り切れ |
| 『尼崎の地名』 | 売り切れ |

史料館紀要『地域史研究』

| | | |
|---------------|--|--------|
| 第1巻～ 第31巻 | 年間購読（3冊） | 2,000円 |
| | 1冊ばら売り | 750円 |
| 第32巻～ 第34巻 | 年間購読（2冊） | 1,500円 |
| | 1冊ばら売り | 850円 |
| 第35巻 | 年間購読（2冊） | 1,800円 |
| | 第1号ばら売り | 850円 |
| | 第2号ばら売り | 1,200円 |
| 第36巻～ 第39巻 | 年間購読（2冊） | 1,500円 |
| | 1冊ばら売り | 850円 |
| 第111号～ | | 850円 |
| 売り切れ号 | 第23巻第2号（通巻68号） 第37巻第2号（通巻105号） 第110号 第112号 | |

『尼崎市史』

| | | | |
|----------------------------|--------|-------|--------|
| 第1巻 | 通史 | 原始～古代 | 売り切れ |
| 第2巻 | | 近世 | 売り切れ |
| 第3巻 | | 近代 | 売り切れ |
| 別冊 | 尼崎の戦後史 | | 売り切れ |
| 第4巻 | 史料 | 古代・中世 | 3,500円 |
| 第5巻 | | 近世（上） | 4,000円 |
| 第6巻 | | 近世（下） | 4,000円 |
| 第7巻 | | 近代（上） | 4,000円 |
| 第8巻 | | 近代（下） | 4,000円 |
| 第9巻 | 統計 | | 3,500円 |
| 第10巻 | 文化財・民俗 | | 3,500円 |
| 第11巻 | 考古 | | 3,500円 |
| 第12巻 | 現代（史料） | | 4,000円 |
| 第13巻 | 年表・索引等 | | 4,000円 |
| 「尼崎の小字図」 （『尼崎市史』第10巻付図） | | | 160円 |

いずれも地域研究史料館窓口にて販売しているほか、次のいずれかの方法により、郵送で購入することができます。

- (1) 地域研究史料館までご連絡いただければ、振込用紙をお届けしますので、銀行窓口にてお振込みください。入金確認後、送料着払いにて送本いたします。ただし、振込後、当館で入金を確認できるまで日数がかかる場合がありますので、お急ぎの場合は(2)の現金書留にてご送金ください。
- (2) 現金書留にて頒布代金をご送金ください。折り返し送料着払いにて送本いたします。

地域研究史料館へのアクセス

■所在地・連絡方法

〒660-0881 尼崎市昭和通2-7-16 尼崎市総合文化センター7階

TEL06-6482-5246 FAX06-6482-5244（火曜・祝日休館）

e-mail ama-chiiki-shiryokan@city.amagasaki.hyogo.jp

阪神尼崎駅下車、北東徒歩約5分

阪神バス(尼崎市内線)・阪急バス「尼崎総合文化センター」、阪神バス(阪神線)「尼崎文化センター前」下車すぐ



■自動車利用の方へ

史料館の駐車場はありません。総合文化センター駐車場(有料)をご利用ください。